

社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会
居宅介護支援重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

1. 事業所が提供するサービスについて相談窓口

電話番号	048(578)8707	8時30分～17時15分まで
携帯	080(3249)9506	営業時間外(土日祝祭日含)

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会
所在地	〒365-0062 埼玉県鴻巣市箕田4211番地1
介護保険指定番号	埼玉県 1171700089
通常の事業の実施地域	鴻巣市
厚生労働大臣が定める基準	特定事業所加算(Ⅲ)

(2) 事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員(常勤) 宮澤 みゆき
介護支援専門員(常勤) 2人

(3) 営業日および営業時間

営業日 月曜～金曜(土曜・日曜・祭日及び12/29～翌1/3を除く)
営業時間 8時30分～17時15分

3. 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)から(5)の実施をします。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

- ＊保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口を提供しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護並びに居宅支援サービス計画費の額の戻しを受けられます。

金額は1ヶ月につき【加算】

居宅介護支援費		11,316 円	要介護 1. 2
		14,702 円	要介護 3. 4. 5
加	特定事業所加算(Ⅲ)	3,365 円	対象月のみ
	初回加算	3,126 円	対象月のみ

算 費 用	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,605 円	対象月のみ
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2, 084 円	対象月のみ
	退院・退所加算(カンファレンス有)	6, 252 円～9,378 円	対象月のみ
	退院・退所加算(カンファレンス無)	4, 689 円～6, 252 円	対象月のみ
	通院時連携加算	521 円	対象月のみ
	ターミナルケアマネジメント加算	4, 168 円	対象月のみ
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 040 円	対象月のみ
	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,126 円	対象月のみ

【減算】地域区分 6 級地 (10.42 円)

- ・特定事業所集中減算 (200 単位)
- ・運営基準減産 (基本単位の 5 割)
* 減算状態が 2 か月以上継続している場合、2 か月目より算定しない
- ・業務継続計画未策定減算 (所定単位数×1/100)
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 (所定単位数×1/100)

5. サービス内容に関する苦情

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。別に下記の当事業所以外の、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担 当	担 当	住 所	電 話
鴻巣市社会福祉協議会	管理者 宮澤みゆき	鴻巣市箕田 4211 番地 1	048(578)8707
鴻巣市役所	介護保険課	鴻巣市中央 1 番1号	048(541)1321
国民健康保険団体連合会	介護苦情相談	さいたま市中央区大字下落合1704番(国保会館)	048(824)2568

6. 秘密の保持

- ①当事業所は、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密を厳守致します。
- ②当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

7. 事故発生時の対応等

事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 当法人の概要

法人名	社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 武井 利男
法令遵守責任者氏名	宮澤 みゆき
所在地	埼玉県鴻巣市箕田4211番地1
電話番号	048(597)2100(代)

介護保険報酬改定に伴い、利用者に対して重要事項について説明しました。

説明日 年 月 日

事業所 【住所】 埼玉県鴻巣市箕田4211番地1

【事業者名】 社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

会長 武井 利男 印

【重要事項説明者】 介護支援専門員 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 【住所】

【氏名】 印

家族代表【住所】

【氏名】 印